

振動規制法施行規則に基づく道路交通振動の限度の区域及び時間の区分

振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号）別表第 2 の表の備考の 1 の規定により、区域を次の 1 のとおり定め、同表の備考の 2 の規定により、時間を次の 2 のとおり定め、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

平成 27 年 3 月 25 日

田尻町長 原 明美

1 区域

(1) 第一種区域

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第二種中高層住居専用地域及び第一種住居地域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の指定のない地域

(2) 第二種区域

都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域及び準工業地域

2 時間

(1) 昼間 午前 6 時から午後 9 時まで

(2) 夜間 午後 9 時から翌日の午前 6 時まで